

イトウの保護区・期間を指定しました

- ▶ 町民や漁業を楽しむ皆様の手で貴重な資源「イトウ」を後世に残しましょう!
- ▶ 以下に示す区域・期間において、対象とする魚種の捕獲自粛(釣りを含む)をお願いします。

① イトウの産卵期における保護区の指定

〇保護の目的 : イトウの産卵期における、個体の保護管理を図るとともに、種の保存対策として産卵保護区

及び保護期間を指定します。

〇自粛の区域 : 南富良野町字落合の北落合橋より上流の空知川水系全域

【イトウ保護区域図 ①産卵保護区】

〇自粛の期間 : 令和6年4月15日から令和6年6月15日まで

〇自粛の対象魚種 : 全ての魚種

② 越冬期間における越冬保護区の指定

〇保護の目的 : イトウの越冬期間における、個体の保護管理を図るとともに、種の保存対策として越冬保護

区及び保護期間を指定します。

○自粛の区域: かなやま湖全域(ただし、生息保護区を除く)

【イトウ保護区域図 ②越冬保護区】

〇自粛の期間 : 令和6年12月15日から令和7年1月31日まで

〇自粛の対象魚種 : イトウ

③ 周年にける生息保護区の指定

〇保護の目的 : イトウ個体の生息を周年で保護する場所として生息保護区を指定します。

〇自粛の区域 : かなやま湖上を横断する、JR金山湖橋梁より下流の金山ダム堰堤に至る間で囲まれた区域。

【イトウ保護区域図 ③生息保護区】

〇自粛の期間 : 令和6年4月15日から周年

〇自粛の対象魚種 : 全ての魚種

※以上の『自粛の対象魚種』は、生きている個体および、生きている魚卵も自粛対象に含まれます。

④ 特定移入動物の指定

〇自粛要請する特定移入動物 : イトウ資源を保護することを目的として、以下に示す魚類を特定移入動物と

して指定します。下記の区域へ放つことを自粛願います。

ニジマス、サクラマス(ヤマベ)、サツキマス(アマゴ)、イトウ(南富良野町地域以外から持ち込まれたイトウ)

※上記の水生生物は卵を含み、生きているものに限る。

〇自粛の期間 : 令和6年4月15日から周年

○自粛の区域 : 金山ダムより上流のかなやま湖および町内空知川水系全域(全ての支流・分流を含む)

- ※上記水生生物以外にも下記生物が移植放流を禁止されています。
- ◆ 北海道内水面漁業調整規則 ブラウントラウト、カムルチー(電魚)、カワマス(ブルックトラウト)
- ◆ 外来生物法 ウチダザリガニ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなど

これまでご理解とご協力をいただきありがとうございます。
今後も貴重な資源を後世に残すため、ご協力お願いします。